

日本三大樹氷ブランド化誘客推進準備業務

基本仕様書

令和4年8月

山形市商工観光部観光戦略課

【日本三大樹氷ブランド化誘客推進準備業務】仕様書

目次

第1章 日本三大樹氷ブランド化誘客推進準備業務

第2章 事業概要

第3章 事業完了報告

第4章 業務の再委託

第5章 守秘義務

第6章 業務実施に係る留意事項

第7章 その他

第1章 日本三大樹氷ブランド化誘客推進準備業務

(1) 件名

日本三大樹氷ブランド化誘客推進準備業務

(2) 目的

山形市、青森市及び北秋田市並びに地域事業者が連携し、東北地方の奥羽、八甲田山系の亜高山帯特有の世界に類のない樹氷の魅力を海外に向け発信し、蔵王山、八甲田連峰及び森吉山の樹氷のプロモーション事業によるブランド化を図り、国内外からの誘客を推進する。

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年10月31日まで

第2章 事業概要

(1) 旅行商品の企画

山形市、青森市及び北秋田市の樹氷観賞及び観光コンテンツの周遊を巡る旅行商品の企画

① 行程

山形市、青森市及び北秋田市の樹氷や周辺地域を巡る4泊5日程度

② 催行時期

令和5年1月～2月

③ 商品の販売

台湾・中国・タイ・オーストラリアの4か国

④ 次年度以降の販売展開

次年度以降の販売を継続するための事業提案、対象地域での情報発信、その他事業実施後のフォローに係る提案

⑤ 旅行商品造成の経費として認めるもの

- ・体験型・滞在型コンテンツ等企画開発経費、課題抽出のためのモニタリング経費、ワークショップ開催経費、共通食事クーポン・共通入湯券等の企画開発経費
- ・旅行商品の企画開発経費、課題抽出のためのモニターツアー経費、旅行商品造成のための旅行会社等招請経費

(2) ファムツアーの企画

上記で企画した旅行商品におけるファムツアーの企画

① 行程

山形市、青森市及び北秋田市の樹氷や周辺地域を巡る4泊5日程度

② 催行時期

令和5年1月～2月

③ 被招請者の選定

台湾・中国・タイ・オーストラリアの旅行会社エージェント(自社及び関連会社のエージェントも可とする) 4名

④ 招請に係る調整等

- ・招請、取材コースの調整、手配
- ・招請、取材にかかる交通の調整、手配
- ・招請、取材にかかる全行程の宿泊・食事の調整、手配
- ・招請、取材にかかる全行程の行程管理、添乗員の手配
- ・被招請者からの意見聴取、集計のスキーム作り

⑤ 旅行商品検討会の実施

地元旅行関係者を交えた検討会の実施

(3)アウトプット及びアウトカムの設定

以下を基準に設定すること

①アウトプット

- ・招請旅行会社エージェント（AGT）数 4名
- ・旅行商品造成数 8件

②アウトカム

- ・外国人目線でのツアーに対する評価・改善点 40件
- ・旅行商品販売数 100件
- ・旅行商品に対する問合せ件数 100件

第3章 事業完了報告

本業務が完了したときは、速やかに以下の成果物を提出する。

①事業完了報告書

②事業実績報告書（意見聴取結果含む）

第4章 業務の再委託

再委託又は二次委託（以下、「再委託等」という。）は行ってはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得た場合は、この限りではない。再委託等を受託する者は、当業務で課される遵守すべき事項を守らなければならない。遵守事項に違反した場合は、当業務の受託者が賠償義務を負うものとする。

第5章 守秘義務

（1）本業務の履行に関して知り得た事項は第三者に漏らしてはならず、本業務が完了し

た後も同様とする。

- (2) 本業務の履行に関して知り得た事項を役員・従業員等であっても、本業務を履行するために知る必要のある者以外に漏えい又は開示してはならない。

第6章 業務実施に係る留意事項

安全の確保を大前提としつつ、無理・無駄のない移動と効果的な事業遂行を念頭に置きつつ以下の事項についてそれぞれ提案すること。

(1) 造成商品の企画に関すること

- ・旅行行程は、令和5年1月～2月の4泊5日程度とし、山形市、青森市及び北秋田市に各1泊以上する行程であること。
- ・旅行行程には三市の樹氷観賞を組み込むこと。
- ・次年度以降の商品販売につながるような評価方法を提案すること。
- ・台湾・中国・タイ・オーストラリアの4か国で販売し、旅行催行時には国で定める「外国人観光客の受け入れ対応に関するガイドライン」の内容を遵守すること。

(2) 旅行会社エージェントに関すること

- ・旅行会社エージェントの選定にあたっては、国内在住の者であって、かつ、台湾・中国・タイ・オーストラリアでの旅行会社の日本への送客実績及び旅行商品造成力を考慮した人選とすること。

(3) ファムツアーに関すること

- ・旅行日程は、令和5年1月～2月の4泊5日程度とし、山形市、青森市及び北秋田市に各1泊以上する行程であること。
- ・旅行行程には、三市の樹氷観賞及び観光コンテンツの周遊を盛り込むこととする。
- ・宿泊先は外国人旅行者の受入に積極的な施設とし、客室もしくは公共スペースでのWi-Fiが利用可能であることとする。なお、被招請者は1名1室を原則とする。
- ・行程期間中は、移動に必要な専用車を手配し、専用車内等で被招請者が使用するためのWi-Fiルーター等を手配すること。
- ・視察に必要な見学費等を計上し、あらかじめ必要な撮影許可、減免許可等を得ること。
- ・参加者にはインバウンド保険又は国内旅行傷害保険を手配し、かかる経費を計上すること。

(4) 旅行商品の販売・催行及びファムツアーの実施に関すること

- ・造成した商品の販売等及びファムツアーの実施にあたっては、観光庁の「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金」を活用するため、同補助金の要綱及び要領に沿った内容とすること。

第7章 知的財産権の帰属等

- (1) 本業務の成果物について、受託者は、本業務受託以前に受託者が権利を有するものを除き、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条、第23条、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権を山形市に無償で譲渡することとし、山形市、青森市及び北秋田市が独占的に使用するものとする。
- (2) 受託者は、山形市、青森市及び北秋田市及び第三者に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。また、受託者が本業務の成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる場合、山形市、青森市及び北秋田市と協議すること。
- (3) 本業務の実施に必要となる第三者が権利を有する工業所有権及び著作権等については、全て受託者の責任において当該工業所有権及び著作権等の使用に必要な費用を負担し、使用承認等に係る一切の手続を行うこと。なお、この場合、受託者は、当該著作権者の使用許諾条件につき、山形市、青森市及び北秋田市の承認を得ること。
- (4) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が山形市、青森市及び北秋田市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任と負担において一切の処理をすること。

第8章 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、随時山形市担当課と協議するものとする。
- (2) 受託事業者の責めに帰すべき理由により、本市又は第三者に損害を与えた場合、受託事業者がその損害を賠償すること。
- (3) 本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合、本市と協議すること。